

**令和 8 年度ふくしまファンクラブを活用した
情報発信及び関係人口創出・拡大事業業務委託
公募型プロポーザル募集要領**

1 委託の目的

本事業は、移住施策全体における「入り口」及び「関係深化」を担う取組みとして位置づけ、甲が平成 19 年度（2007 年度）から運営している「ふくしまファンクラブ」を活用し、本県に愛着や関心を持つ人々に本県の魅力や暮らし等の情報を発信するとともに、会員限定の交流イベントの実施等による関係人口の創出・拡大及び本県への将来的な移住の促進を目的とする。

本事業を効果的に実施するための方策について広く提案を募集し、総合的な選考により委託契約候補者を決定するため、公募型プロポーザルを実施する。

2 業務内容

(1) 委託事業名

令和 8 年度ふくしまファンクラブを活用した情報発信及び関係人口創出・拡大事業業務委託

(2) 仕様

別紙「令和 8 年度ふくしまファンクラブを活用した情報発信及び関係人口創出・拡大事業業務委託 仕様書（案）」（以下「仕様書（案）」とする。）のとおり

(3) 委託業務期間

委託契約締結の日から令和 9 年 3 月 31 日（水）までの期間

(4) 予算額

金 7, 325, 000 円以内（消費税及び地方消費税の額を含む）

3 プロポーザルに係る事項

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

また、複数の者がグループを構成し、共同提案することも可とするが、この場合は、代表する者から企画提案書を提出するものとし、グループを構成する個々の者の参加者要件についても同様に取り扱う。

- (1) 本公告に示した業務に技術上類似する業務を実施した実績があり、かつ、確実に履行できる者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第 41 条第 1 項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第 33 条第 1 項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有すること。
- (5) 募集要領を公示した日から契約締結日までの間に、県及び国の機関における入札参加資格制限措置要綱の規定に基づく入札参加制限中の者でないこと（国の機関に係るものは贈賄、独占禁止法違反行為、公契約関係競売等妨害等に起因する案件に限る。）。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者でないこと。
 - ア 役員等（提出者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、提出者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第 6 号に規定する暴力団員（以下この条において「暴力団員」という。）である者。
 - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者。
 - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。

(7) 県税を滞納している者でないこと。

(8) 消費税または地方消費税を滞納している者でないこと。

4 質問の受付及び回答

本プロポーザルについて質問がある場合は、質問書（第1号様式）を以下により提出すること。

(1) 提出期限

令和8年3月6日（金）17時00分まで（必着）

(2) 提出方法

質問書（第1号様式）により、「11 問い合わせ先及び各種書類の提出先」へ電子メールにより提出すること。

電子メールの件名は「【質問】「ふくしまファンクラブ」情報発信業務」とし、電話により送付した旨を連絡すること。なお、電話による質問の受付は行わない。

(3) 質問に対する回答

質問に対する回答は、ふくしまぐらし推進課のホームページで令和8年3月10日（火）17時00分までに公表する。

5 参加申込書の提出

プロポーザルに参加する意思のある者は、参加申込書（第2号様式）を以下により提出すること。

(1) 提出期限

令和8年3月12日（木）17時00分まで（必着）

(2) 提出方法

電子メール

(3) 提出先

福島県企画調整部ふくしまぐらし推進課

6 企画提案書等の提出

プロポーザルに参加する意思のある者は、プロポーザル参加申込書（第2号様式）の提出を行った上で、企画提案書等を以下により提出すること。

(1) 提出期限 令和8年3月16日（月）17時00分まで（厳守）

(2) 提出書類

ア 企画提案書及び工程表（A4版、任意様式）

イ 見積書（A4版、任意様式）

ウ 会社概要（第3号様式）

エ 業務実施体制書（第4号様式）

オ 担当者経歴書（第5号様式）

(3) 提出方法及び部数

以下の方法で紙媒体又は電子データで提出すること。

ア 紙媒体で提出する場合

- ・ 正本1部、副本6部を持参又は郵送により提出すること。
- ・ 持参の場合は、県庁開庁日の8時30分から17時15分までに行うこと。
ただし、提出期限当日は17時00分までとする。
- ・ 郵送の場合は、郵便書留により、提出期限まで到着するように送付すること。

イ 電子データで提出する場合

- ・ 提出期限までに（2）ア～オを1つのPDFファイルにまとめた電子データを以下の方法で提出した上で、電話により送付した旨をお知らせください。

提出方法：作成したPDFファイルを「ファイル転送サービス Giga File（ギガファイル）便」にアップロードし、発行されたダウンロード用のURL及びパスワードを電子メールで以下メールアドレスまで送信。

（メールの送信から到達までにタイムラグがある場合があるので、余裕を持って提出すること。）

※提出先メールアドレス：ui-turn@pref.fukushima.lg.jp

※ファイル転送サービス Giga File 便：<https://gigafile.nu/>

（Giga File 便による提出ができない場合）

令和8年3月13日（金）17時00分までに、
電話 024-521-8023 にご連絡ください。

・なお、提出期限については持参の場合と同様とし、メールの到達をもって提出がなされたものと見なす。

・CD-ROMやUSB等の電子媒体による提出は認めない。

(4) 提出場所

福島県企画調整部ふくしまぐらし推進課

7 企画提案書の内容

企画提案書は、仕様書（案）に基づき、次の事項に注意して作成すること。

(1) 仕様書（案）の委託業務内容に記載している各業務が、円滑に着実に遂行できる具体的な提案を行うこと。

(2) 仕様書（案）に記載されている各業務の実施方法について具体的に提案すること。

8 企画提案書等の提出に際しての留意事項

(1) 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となる場合がある。

ア 提出書類に虚偽の内容の記載がされていた場合

イ 提出書類に不備があった場合

ウ プロポーザル審査委員会の委員又は関係者に企画提案書に対する援助を直接的又は間接的に求めた者が提出した企画提案書

エ 参加表明書の提出期限から当該業務の契約締結日までの期間内に、提案者（役員）が刑法に定める容疑により逮捕又は起訴された場合

オ 本募集要領に違反すると認められる場合

カ その他、福島県があらかじめ指示した事項に違反した場合

(2) 複数提案の禁止

プロポーザル参加者は、複数の提案書の提出を行うことはできない。

(3) 辞退

提出書類を提出した後に辞退する際には、辞退届（任意様式）を提出すること。

(4) 費用負担

プロポーザルに要する経費等は、全て参加者の負担とする。

(5) その他

ア 提案の実現可能性を検討するため、必要に応じて提案者に対し、任意で追加資料の提出を求める場合がある。

イ 提出された企画提案書等は返却しない。

ウ 本事業は、福島県議会における令和8年度予算の承認を前提としていることから、予算が承認されない場合には、事業内容・予算を見直すことがある。

9 プロポーザルの審査に関する事項

(1) 審査方法

審査会で提出された企画提案書等の書面審査を行い、契約候補者を選定します。(プレゼンテーションは実施しません。)

(2) 審査基準及び配点

審査項目	配点	評価基準
1 事業目的の理解度	10点	・ 事業目的を理解した上で提案がされているか。
2 情報発信 (SNSを活用した発信、キャンペーン等)	15点	・ ふくしまファンクラブの認知度向上と福島の魅力発信のため、具体的な投稿内容の企画等が提案されているか。 ・ 各SNSの特長やアルゴリズムを踏まえた効果的な発信方法について、提案されているか。 ・ 投稿数及びフォロワー数を増加させる効果的な手法が提案されているか。 ・ 実施可能なスケジュールとなっているか。
3 情報発信 (記事作成・出展資料等の作成)	15点	・ 会員に対して魅力的な情報発信を行うための、記事作成等に関する提案がされているか。 ・ 実施可能なスケジュールとなっているか。

4 会員参画型交流イベント	25点	<ul style="list-style-type: none"> ・会員が継続して本県と関わるための効果的な仕組みについて提案されているか。 ・ターゲット層に対し効果的に訴求できるテーマ設定がされているか。 ・円滑に実施できる体制、スケジュールか。
5 協賛店情報管理・拡充	10点	<ul style="list-style-type: none"> ・協賛店の情報管理に適切な体制となっているか。 ・協賛店拡充に向けた取組が具体的となっているか。等
6 デジタル会員証の周知・会員拡大	15点	<ul style="list-style-type: none"> ・デジタル会員への新規登録や移行を促す効果的な手法が提案されているか。
7 業務推進体制	5点	<ul style="list-style-type: none"> ・円滑に推進できる実施体制となっているか。 ・類似の事業実績があるか。 ・独創的な工夫がなされているか。等
8 経費	5点	<ul style="list-style-type: none"> ・企画内容に対して妥当な見積額か。

(3) 通知等

ア 審査の結果は、すべての本プロポーザル参加者に速やかに通知します。

イ 企画提案書の審査の結果については、以下の項目を速やかに福島県公式ホームページへの掲載により公表するものとします。

(ア) 業務名

(イ) 業務の概要

(ウ) 履行期間

(エ) 公示期間

(オ) プロポーザル審査委員会審査日

(カ) 契約候補者

(4) 契約の締結等

ア 仕様書の協議等

契約候補者が提出した企画提案書の内容について、契約候補者とふくしまぐらし推進課で協議の上、仕様書に反映し、契約の条件として契約の前に契約の相手方に示すものとする。

なお、企画提案書に基づく履行ができなかった場合において、再度の履行が困難又は合理的でないときは、契約権者は契約の相手方に対し契約金額の減額、損害賠償の請求、契約の解除、違約金の請求の対象とすることができる。

イ 契約金額の決定

契約金額は仕様確定後、これに基づき改めて見積書を徴取し決定する。

なお、見積金額は上限価格を超えないものとする。

ウ その他

契約候補者とふくしまぐらし推進課との間で行う協議が整わない場合、又は契約候補者が契約を辞退した場合は、審査結果において総合評価が次点であった参加者と協議する。

なお、本事業は福島県議会における令和8年度予算の承認を前提としていることから、予算が承認されない場合には、事業内容・予算を見直すことがある。

10 スケジュール

項目	日程
質問受付締切	令和8年3月6日（金）17時00分まで
プロポーザル参加申込書の提出期日	令和8年3月12日（木）17時00分まで
企画提案書等の提出期限	令和8年3月16日（月）17時00分まで
選定結果の通知	令和8年3月23日（月）以降
契約候補者との仕様協議	令和8年3月下旬以降
契約締結	令和8年4月上旬以降

11 問い合わせ先及び各種書類の提出先

〒960-8670 福島市杉妻町 2-16（本庁舎5階）

福島県企画調整部ふくしまぐらし推進課

電話 : 024-521-8023

E-mail: ui-turn@pref.fukushima.lg.jp